

平成29年分 収支内訳書（農業所得用）の手引き

- この手引きは、「収支内訳書（農業所得用）」を使用する方のためのものです。
- この手引きは、一般的な事項について稲作を中心に説明しています。
(詳しくお知りになりたい場合は、「平成29年分収支内訳書（農業所得用）の書き方」（税務署配布）をお取り寄せ又は国税庁HPをご覧ください。)
- 収支内訳書は、確定申告書又は市民税・県民税申告書と併せて提出してください。

収支計算に必要な主なもの（稲作の場合）

- ・営農組合が発行している個人の収支明細書
- ・農業関連経費の領収書（例：ガソリンスタンドや量販店のレシートなど）
- ・JA経済貯金の取引明細書
- ・固定資産税 納税通知書 兼 課税明細書（平成29年4月に送付）
- ・減価償却費がわかるもの（例：領収書や過去の収支内訳書など）

※収入金額や必要経費を記載した帳簿については7年間の保存が必要です。その他の帳簿や書類については5年間の保存が必要です。

収入金額（表面）

科目	内容	
① 販 売 金 額	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の①の金額を記入します。	
② 家事消費 事業消費 金額	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の②の金額を記入します。	
③ 雑 収 入	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の③の金額を記入します。	
農産物の 棚卸高	⑤ 期首	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の⑤の金額を記入します。
	⑥ 期末	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の⑥の金額を記入します。

○収入金額の明細（裏面）

農産物等の 種類品名等	収穫したり、販売した作物などの名称を記入します。なお、温室やビニールハウス等で収穫したものは、「特殊施設」欄に記入します。
販 売 金 額	本年中の販売金額を記入します。 なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも本年中に販売したものについては、全て本年分の販売金額になります。
家事消費 事業消費 金額	農作物を家事及び事業（雇人費の現物支給など）のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価額により計算して記入します。生産者販売価額が分からない場合は、射水市役所課税課までお問い合わせください。
農作物の棚卸高	収穫時の生産者販売価額により計算して記入します。なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。
雑収入の内訳	受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補てん金、農作業受託料、事業分量分配金などの名称と金額を記入します。

雑収入となる主なもの

<ul style="list-style-type: none"> ・生産組合からの農作業労賃、作業料金、受託料など ・各種補助金、助成金
--

〔家事上の費用について〕

<p>①衣料費や食費などの家事上の費用、②農業用建物兼住宅について支払った賃借料や固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分に対応する費用、③水道料や電気料、燃料費などのうちに含まれている家事分の費用などは、必要経費にはなりません。</p> <p>必要経費の中にこのような費用が含まれている場合には、これらの金額を除外します。</p> <p>※ この②や③などの費用を家事関連費といいますが、家事関連費の家事分と事業分との区分は、使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によってあん分して計算します。</p>
--

経費（表面）

科目	具体例
⑧ 雇 人 費	常雇・臨時雇人などの労賃及び賄費
⑨ 小作料・賃借料	①農地の賃借料、②農地以外の土地、建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの共同施設利用料
⑩ 減 価 償 却 費	建物、農機具、車両、搾乳牛などの償却費
⑪ 貸 倒 金	売掛金などの貸倒損失
⑫ 利 子 割 引 料	事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
⑬ 租 税 公 課	①税込経理方式による消費税等の納付税額、事業税、固定資産税、自動車税（取得税、重量税を含む）、不動産取得税などの税金、②水利費、農業協同組合費などの公課
種 苗 費	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用（自給分については、収穫した時の価額によって記入します。）
素 畜 費	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
肥 料 費	肥料の購入費用
飼 料 費	飼料の購入費用
農 具 費	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用
農 薬 衛 生 費	農薬の購入費用や共同防除費
諸 材 料 費	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用
⑭ 修 繕 費	農機具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用
⑮ 動 力 光 熱 費	電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費
⑯ 作 業 用 衣 料 費	作業衣、地下たびなどの購入費用
⑰ 農 業 共 済 掛 金	水稲、果樹、家畜などに係る共済掛金
荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用、運賃や出荷（荷受）機関に支払う手数料
⑱ 土 地 改 良 費	土地改良事業の費用や客土費用
⑲ ㉑ ㉒ ㉓	カントリーエレベーターやライスセンターの利用料金、作業委託料などの記入にご利用下さい。
雑 費	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費
⑳ ㉔ 農 産 物 以 外 の 棚 卸 高	毎年同程度の規模で作付けをする未収穫農産物や毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す農産物以外の資材については、棚卸しを省略しても差し支えありません。
㉕ 経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用	収支内訳書裏面の「果樹・牛馬等の育成費用の計算」欄の㉕の金額を記入します。

〔使用割合について〕

軽トラックや格納庫などを農業以外に使用している場合は、かかった経費について実際の使用割合をかけて必要経費を計算します。

〔専従者控除について〕

あなたと生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が本年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族（事業専従者）1人につき、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

(1) 860,000円
 (その事業専従者が配偶者以外の親族である場合は、500,000円)

(2) (収支内訳書表面の⑮の金額) ÷ (事業専従者数 + 1)

○雇人費の内訳（表面）

氏名・住所又は作業名	期間雇人（年雇人）の場合には氏名・住所を、臨時雇人の場合には作業名を記入します。
源泉徴収税額	年末調整後の源泉徴収税額を記入します。 なお、臨時雇人など年末調整が行われない人については、本年中に徴収した源泉徴収税額を記入します。

○小作料・賃借料の内訳（表面）

小作料、賃借料等の別	小作料、賃借料、機械等の借料などの別を記入します。
------------	---------------------------

○減価償却費の計算（裏面）

償却方法	(1) 定額法の場合（建物、農機具などの一般減価償却資産） ①平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産（旧定額法） （取得価額の90%）×償却率（旧）×本年中の使用月数/12 = 償却費 ※前年末までの減価償却費の累積額が取得価額の9.5%相当額に達した場合には、その達した年分の翌年分以後5年間にわたって、減価償却費として1円まで償却します。 （取得価額 - 取得価額の9.5%相当額 - 1円）÷ 5 × 本年中の使用月数/12 = 償却費 ②平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産（新定額法） 取得価額 × 償却率（新）× 本年中の使用月数/12 = 償却費 （耐用年数経過時点で1円まで償却） (2) 定率法の場合 税務署に届出が必要となります。
本年中の償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算した償却期間の月数を記入します。
未償却残高（期末残高）	・本年中に取得した資産は、④の金額から①の金額を差し引いた金額 ・前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得価額 - 前年末までの償却費の累積額」の金額）から②の金額を差し引いた金額
摘要	・取得資産が中古である場合・・・その旨 ・資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合・・・その月日、事由など ・譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合・・・その旨 ・被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合・・・その特例名

〔少額な減価償却資産について〕

使用可能期間が1年未満取得価格が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

〔一括償却資産について〕

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合、「①償却率又は、改定償却率」欄に「1/3」と記入します。

主な減価償却資産の耐用年数表（定額法償却率）

種類	細目	耐用年数	償却率（旧）	償却率（新）
			H19.3.31以前取得	H19.4.1以後取得
農機具	トラクター（歩行型、乗用型）	7	0.142	0.143
	田植機、コンバイン			
	大型乾燥機			
	もみすり機、脱穀機			
	散粉機（防除用機具）			
	動力噴霧器、散布機			
	収穫機、掘取機			
溝堀機				
	うねたて機、代掻機、ハローなど			
車両	軽自動車（軽トラ）	4	0.250	0.250
	貨物自動車（ダンプ式）	4	0.250	0.250
	普通乗用車	6	0.166	0.167
車庫格納庫	鉄骨鉄筋コンクリート造り	38	0.027	0.027
	木造	17	0.058	0.059
ビニールハウス	構築物（金属造）	14	0.071	0.072
	構築物（木材造）	5	0.200	0.200
	非構築物（金属製）	10	0.100	0.100
	非構築物（その他）	5	0.200	0.200
畦畔	コンクリート畦畔	17	0.058	0.059

〔法定耐用年数の見直しに伴う償却費の計算〕（平成21年分以降適用）
 平成20年度の税制改正において、各資産の耐用年数が見直されました。このため、平成21年分以降は、改正後の耐用年数による償却率で計算することになっています。

〔中古資産を購入した場合の耐用年数の計算〕
 中古資産を購入した場合、使用可能期間を見積って計算するのが原則ですが、見積りが困難な場合には、次のような計算による耐用年数とすることができます。

- ① 耐用年数を全て経過しているもの
 ⇒ 法定耐用年数 × 20%
 - ② 耐用年数の一部を経過しているもの
 ⇒ (法定耐用年数 - 経過年数) + (経過年数 × 20%)
- ※ 1年未満の端数は切り捨て、2年に満たない場合は2年
- 例) 6年経過している田植え機の場合
 ⇒ (7年 - 6年) + (6年 × 20%) = 2.2年 ⇒ 2年

ご不明な点がございましたら、
 市民税係にお問い合わせください。

〒939-0294
 射水市新開発410番地1（本庁舎2階）
 射水市役所 課税課 市民税係
 TEL (0766) 51-6618（直通）